

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 目的

中小企業や小規模事業者は地域に根ざした事業活動を行っており、地域経済の活性化及び雇用機会の創出に極めて重要な役割を果たしている。しかしながら近年は、自然災害や感染症等の発生により、中小企業・小規模事業者の事業活動の継続に支障をきたす事態を生じている。

そうした状況の下、様々な環境の変化を踏まえ、地域経済の活力の源泉である中小企業・小規模事業者の経営の強靱化に資するため、改正小規模事業者支援法における『事業継続力強化支援』に則り、今後新たな発生が想定される様々な災害や感染症等に対する防災・減災対策を支援するべく本計画を策定する。

なお、本計画の策定にあたっては当会議所並びに当市が共同で事業を実施する。

II いわき市の現状

1 いわき市の災害リスク

本市が過去に経験した主な災害として、昭和61年8月の台風第10号による豪雨、平成元年8月の台風13号による豪雨、平成5年11月の豪雨、平成23年3月の東日本大震災による巨大地震及び大津波、令和元年台風第19号による豪雨などがある。

近年、大規模地震や台風の大型化、多発する集中豪雨など大規模自然災害の発生によるリスクがさらに高まっており、以下、本市の災害リスクについて説明する。

(1) 地震

① 内陸型（断層型）地震の被害想定

ア 双葉断層地震

いわき市北部から北側の断層を震源とする地震であり、平、四倉、好間、久之浜・大久地区では最大震度7相当の揺れが想定されるほか、市の北東部一帯の広い範囲で震度6強以上となる。また、平、小名浜、勿来、常磐、内郷、四倉、小川、好間、久之浜・大久地区では地盤の液状化現象が発生すると予想される。

イ 井戸沢断層地震

いわき市南西部の断層を震源とする地震であり、勿来、遠野、田人地区で震度6強の地震が発生する。特に、遠野地区の一部では震度7相当の揺れが想定される。また、勿来、小名浜、常磐、小川、久之浜・大久地区では、地盤の液状化現象が発生すると想定される。

② 海溝型地震の被害想定

ア 東北地方太平洋沖地震

三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震の領域で発生する地震であり、小名浜地区では最大震度7相当の揺れが想定されるほか、市街地を含む市内の広い範囲で震度6弱～6強となる。また、平、小名浜、勿来、常磐、内郷、四倉地区では地盤の液状化現象が発生すると想定される。

イ 福島県沖地震

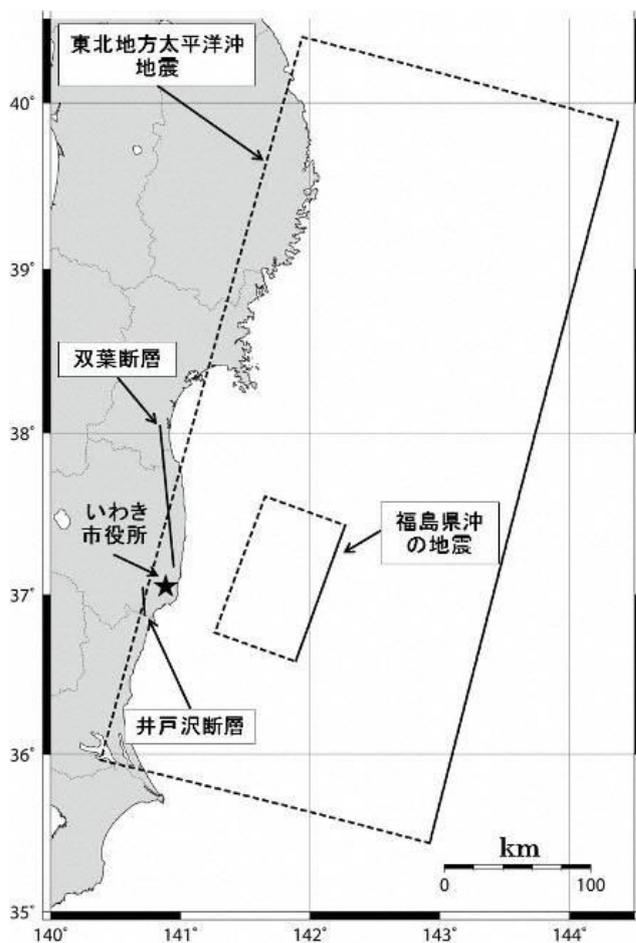
いわき市沖合で発生する地震であり、市全域で概ね震度5弱以下であるが、平地区の一部で震度5強の揺れが想定される。なお、地盤の液状化現象が発生する地区は想定されていない。

ウ 茨城県沖地震

項目	内陸型（活断層型）地震		海溝型地震		
	双葉断層	井戸沢断層	東北地方太平洋沖地震	福島県沖地震	茨城県沖地震
地震規模	Mw7.4	M7.0	Mw9.0	M7.7(Mw8.1)	Mw8.4
断層長	95 km	19 km	510 km	100km(93 km)	—
震度想定	6強以上 (平地区等で 7相当)	6強 (遠野地区で 7相当)	6弱～6強 (小名浜地区で 7相当)	5弱 (平地区で5 強)	—
全壊	約 15,500 棟	約 1,400 棟	約 17,800 棟	約 10,100 棟	—
半壊	約 56,700 棟	約 11,400 棟	約 49,700 棟	約 16,400 棟	—
死者	約 1,100 人	約 90 人	約 2,000 人	約 1,100 人	—
負傷者 (重／ 軽)	約 1,500 人/約 11,300 人	約 130 人/ 約 1,550 人	約 830 人/ 約 7,400 人	0 人/0 人	0 人/0 人
避難者	約 33,000 人	約 4,000 人	約 60,000 人	約 41,000 人	約 30,000 人

被害想定項目は避難者数のみとなっている。

被害想定結果の概要（いわき市地域防災計画をもとに作成）



※ M はマグニチュードを示し、地震計で観測される波の振幅から計算された地震の規模のことである。

Mw はモーメントマグニチュードを示し、大きな地震など地震計の波から計算が困難な場合に、岩盤のずれの規模を基に計算した地震の規模のことである。

(2) 風水害

① 洪水災害の被害想定

県及び市は、水防法第7条の規定により、洪水または高潮等に際し、水災を警戒・防御することにより、被害を極力軽減することを目的に「水防計画」を策定している。

同計画では、特に水防上警戒または防御の重要性を有する箇所として重要水防区域を指定し、溢水・破堤・決壊等が発生した場合の氾濫規模等を想定している。

■重要水防区域

河川・海岸名	予想される被害	氾濫面積	対象住家
末続川	溢水	30ha	36戸
大久川	溢水	67ha	110戸
夏井川	溢水・破堤	2,470ha	10,288戸
滑津川	溢水・破堤	165ha	366戸
弁天川	溢水	60ha	150戸
諏訪川	溢水	63ha	100戸
神白川	溢水	35ha	150戸
藤原川	溢水・破堤	270ha	1,010戸
鮫川	溢水・破堤・決壊	1,260ha	4,383戸
蛭田川	溢水・破堤	78ha	181戸
久之浜海岸	越波・破堤	12ha	198戸
四倉海岸	破堤	7ha	29戸
平海岸	破堤	20ha	12戸
磐城海岸	破堤	25ha	150戸
勿来海岸	破堤	91ha	897戸
四倉漁港海岸	破堤	4ha	42戸
豊間漁港海岸	破堤	15ha	200戸
勿来漁港海岸	破堤	1ha	20戸
合計		4,673ha	18,322戸

② 土砂災害警戒区域等の指定状況

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条の規定により、急傾斜地の崩壊・土石流・地すべり等のいわゆる土砂災害から住民の生命身体を守るため、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を指定している。

■土砂災害警戒区域等指定箇所・地区別（令和元年12月現在）

地区	地すべり	急傾斜地の崩壊	土石流	計
平	0	118	30	148
小名浜	0	154	14	168
勿来	0	72	29	101

常磐	2	82	14	98
内郷	1	66	27	94
四倉	0	19	18	37
遠野	0	47	62	109
小川	0	16	33	49
好間	0	27	5	32
三和	0	83	66	149
田人	0	33	82	115
川前	0	11	32	43
久之浜・大久	0	16	15	31
計	3	744	427	1,174

③ 都市型水害（内水被害）の被害想定

近年、日本各地で短時間型の集中豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）による水害が頻発している。災害発生 の要因には、温暖化や都市化など様々な要因があるが、激しい雨が突然に狭い範囲で短い時間に降る事が多く、予測が難しいとされている。

本市においても、平成 25 年 4 月に、発達した 2 つの低気圧の影響により、1 時間あたりの降水量として 91.5 mm を記録し、住家等の浸水被害 505 棟、崖崩れ 31 箇所と市街地を中心に大きな被害をもたらした。

これらの都市型水害（内水被害）については、新たな災害リスクと捉え対策を検討する必要がある。

■内水被害想定地区・地区別

地区	内水被害想定地区
平	平市街地、平神谷 他
小名浜	小名浜市街地、泉町 他
勿来	植田町、錦町 他
常磐	常磐湯本町、常盤関船町 他
内郷	内郷高坂町、内郷御厩町 他
四倉	四倉町
遠野	—
小川	小川町 他
好間	好間町 他
三和	—
田人	—
川前	—
久之浜・大久	久之浜町 他

（出展：いわき市国土強靱化地域計画）

2 商工業者の状況

業種	2016年度当所管轄市内事業者			備考（事業所の立地状況等）
	事業者数	うち小規模事業者数	構成比割合	
卸売・小売業	3,703	2,147	26.0%	市内に広く分散している
宿泊・飲食業	1,787	1,050	12.5%	平、小名浜、常磐地域に多い
建設業	1,686	1,496	11.8%	市内に広く分散している
不動産・物品賃貸業	482	353	3.4%	市内に広く分散している
生活関連サービス 娯楽業	1,473	1,183	10.3%	市内に広く分散している
製造業（その他業種含む）	5,149	2,374	36.0%	市内に広く分散している
合計	14,280	9,157		

出所：合計値は、「いわき市の事業所 平成 28 年経済センサスー活動調査報告」を参考に、いわき商工会議所にて算出したもの。

3 いわき市の取組

① 中小企業の防災・減災・事業継続力を高めるための取組

2020年3月に福島県と東京海上日動火災保険株式会社において、地方創生・SDGsの推進に関する連携協定を締結しており、その中では、企業の競争力強化や雇用創出及び防災減災の推進も内容の一つとしている。この連携協定を基に、いわき商工会議所において、令和元年台風第19号等の被災事業者を対象にBCPセミナー（講師：東京海上日動火災保険株式会社）を開催するなど、事業継続力強化に向けた取組みを行ってきた。

また、中小企業等支援のプラットフォームである「いわき市中小企業・小規模企業振興会議・同協議会」の事業として、市内事業者のBCP策定を後押しするための補助制度を創設した。

今後は、市や地域金融機関等と連携を図り、積極的にBCPセミナーを開催する。

② いわき市地域防災計画の策定

市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市の防災会議が作成する計画で、東日本大震災の甚大な被害や福島第一原子力発電所の事故を教訓として、災害対応の実態や課題を整理するとともに、今後起こり得る災害及び被害の予測等を踏まえ、大規模災害に対する被害を極力小さくするため、災害予防、災害応急対策、災害復旧の各段階における、市及び公共団体等が処理すべき事務や市民の役割などをまとめたものとなっている。その概要としては、地震・津波災害対策編、風水害対策編、事故対策編、原子力災害対策編の4編から構成されており、各編に災害の基本事項を記載した総則を設けるとともに、災害予防、応急対策、復旧・復興の各段階の対応方針等を記載したものとなっている。

③ 市民や企業への災害応急体制と防災教育・訓練の推進

市民が自ら命を守る行動をとられるよう、防災マップや河川洪水ハザードマップなどに加え、避難行動判定フローを活用しながら、災害時取るべき行動をまとめたマイタイムラインを作成するなど、避難行動のあり方や防災に関する意識の高揚等を図っている。

また、市公式ユーチューブを活用した防災講座等を活用しながら、防災に関する意識の高揚と、理解の促進に努めるとともに、自主防災組織の充実強化や防災士の養成、地区防災計画の策定促進など、地域の防災力向上に向けた取組みを進めている。

④ いわき市の災害応急体制

東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、大規模災害発生時の市役所機能が低下する中であっても、市民生活への影響を最小限とするよう速やかに「災害対応業務」を開始するとともに、市民生活に密着する行政サービスの提供や市の基幹業務などの「継続の必要性の高い通常業務」は、危機事象発生時においても継続して実施することが求められる。このような危機事象発生時において、市として実施すべき「非常時優先業務」をなるべく中断せず、中断した場合においても、できるだけ早急に復旧するため、「市業務継続計画」を策定している。

⑤ いわき市総合防災訓練等の実施

災害対策基本法 48 条及びいわき市地域防災計画に基づき、地域住民、自主防災組織、市、防災関係機関が一体となり、災害による被害軽減、市民の防災意識の高揚及び地域防災力の向上を図ることを目的に、いわき市総合防災訓練及びいわき市津波防災訓練を実施している。

⑥ 共助を促進するための企業の啓発

地区の消防団等、災害時に支援活動を行う方は、仕事と兼業している方が多く含まれているという実情を踏まえ、企業側に対し災害時の協力を求める。

また、現在のコロナ禍のなか、災害時において、避難者の密集を避ける観点から、市民等が一時的に避難・退避できる場所の確保のため、当該場所の提供を無償で協力していただける民間施設等を有する事業者を募集する。

⑦ 物資・資機材等の確保体制の充実

災害時において被災者に対し、応急的に食糧品や日常生活品の提供を行うことで、一時的な被災者の日常生活の確保を目的として、平成 7 年 3 月より計画的に物資・資機材等の購入、備蓄を進めるとともに、平成 8 年 12 月に「いわき市非常用備蓄品管理要綱」を制定し、当該要綱に基づいて管理を行っており、公的備蓄については、災害時に避難所となる市内の小中学校等に分散配備している。

また、被災者に対して、食料及び生活物資等の供給を円滑に実施し、市民生活の安定を図るため、関係団体等と協定を締結するとともに、定期的に協定先の担当者と情報交換を行い、その安定供給の確保に努めており、今後も関係団体等と協議を行いながら、必要に応じてあらゆる分野における協定を促進する。

⑧ 「いわき市新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定

当市では、新型インフルエンザ等特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 8 条に基づき、市の対策の基本的な方針や市が実施する措置等を示すため、「いわき市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定している。

4 いわき商工会議所の取組み

東日本大震災後、いわき商工会議所においては、甚大な被害状況を把握するため、いわき地域における会員事業所 3053 社を全所体制にて職員が個別訪問し、各事業所の動向や、商工会議所に求められている経営支援等についてヒアリングを実施した。

その結果として、①事業所の早期復旧と地場産業再生のため支援、②原発事故の賠償金への対応、③食品の安全確保と大気や土壌の放射線への対応（風評被害を含む）、④経済再生・雇用の観点に立った復興ビジョンの策定と集約し、役職員が一丸となり、域内事業者に対し下記のような取組みを行った。

(1) 中小企業と地場産業の再生に資する事業

■具体的な取組み(東日本大震災発生時～平成 26 年度)

- ・震災御用聞きによるニーズ把握 (対象：会員事業所 3053 社)
- ・中小企業等グループ施設等復旧整備事業
⇒19 グループ、627 企業、139. 3 億円
※当所がグループ・事業所における申請書作成に直接係わり採択された実績。
- ・経営支援活動 (経営指導件数 6, 486 事業所 14, 439 件・専門家派遣件数 601 件)
⇒マル経融資等金融斡旋 246 事業所 1, 241, 400 千円 (貸付決定)
- ・原発事故損害賠償相談件数 663 件
- ・いわき商業塾の開催 (市補助金) ・いわき創業スクールの開催 (国補助金)
- ・いわきものづくり企業ガイドブックの発行 (製造業の技術力 PR)
⇒2012 年 (110 社)、2014 年 (133 社)

(2) 安心安全対策・復興アピールに資する事業

■具体的な取組み(東日本大震災発～平成 26 年度)

- ・放射線対策として、市内企業に呼び掛け取り組んできた「事業所モニタリングプロジェクト」を発展させ、市内大手企業を理事メンバーとした NPO 法人いわき環境システムとして設立し、事業所、製品、食料品などの検査体制を構築、安全性のアピールに努めてきた。
⇒企業空間線量モニタリング 447 事業所
企業モニタリングリーダー養成 135 事業所 321 名
放射性セシウム検査支援事業 631 事業所・881 検体
- ・全国各地商工会議所等視察研修受け入れ ⇒ 22 団体
- ・スポーツ大会合宿誘客 ⇒ 27 件延べ 9, 379 人
- ・全国各地観光物産展およびキャラバン等の実施参加 ⇒ 66 件 85 地域
- ・課題解決型商談会「メイドイン FUKUSHIMA 商談会」の開催
⇒主催：いわき商工会議所 共催：日本商工会議所
参加者：バイヤー32 社 50 名 サプライヤー42 社
実績：285 商談 即日成立 25 商談 (8.8%)、継続交渉 207 商談 (72.6%)
不採用 53 商談 (18.6%)

(3) いわき商工会議所 BCP の策定

いわき商工会議所では、災害後における速やかな事務局機能の復旧と、被害状況調査・緊急相談窓口の開設など、地域の商工業者への積極的な情報提供と支援を実施するため、「いわき商工会議所事業継続計画 (BCP プラン)」を策定し、災害発生時の具体的な体制やマニュアルを定めた。

(4) 事業継続計画に関する国の施策の周知

いわき商工会議所の会報誌「ふろんていあ」に BCP 特集ページを掲載し、会員約 3, 500 社に周知を行った。BCP の重要性と策定の手順について継続的に掲載した。

(5) 各損保会社と連携した損害保険への加入促進

東京海上日動火災保険㈱、損害保険ジャパン日本興亜㈱、三井住友海上火災保険㈱ あいおいニッセイ同和損害保険㈱等の保険会社と連携した各種損害保険への加入を促進した。
《ビジネス総合保険制度》
賠償責任リスクや事業休業の補償、財産・工事に関わる補償を一本化した制度。
災害 (火災・風災・水災・雪災・地震等) に遭った際の休業損失を補償。

《業務災害補償プラン》

労災事故が発生した際の従業員に対する補償や、労災事故が企業の責任と法律上判断された場合に発生する企業の損害賠償責任を補償する制度。

(6) BCP ワークショップの開催

いわき商工会議所の強靱な郷土づくり委員会が主催し、会員事業所に対する BCP の概要説明や、ワークショップを通して BCP 策定（巨大地震発生を想定）の基本を学ぶ場を提供した。

(7) 防災備品の備蓄

いわき商工会議所における備蓄は以下のとおり。

- ・飲料水(一人当たり 1ℓ を人数分+α) ※消費期限ごとに更新する
 - ・カセットコンロ、ガスボンベ(予備含む)、調理器具(鍋、包丁など)、食器類
 - ・懐中電燈、ランタン、予備乾電池
 - ・救急箱、医薬品
 - ・工具類(ペンチ、ハンマー、遮断レンチ、シャベル、てこ用棒など)
 - ・蓋付きポリバケツ、ゴミ袋、ほうき、ビニールシート、テープ
 - ・カメラ、予備乾電池(損害を記録するため)
 - ・連絡先リスト(警察、消防等の公益事業会社などの緊急サービスなど)
 - ・地図、ビル内フロアマップ
 - ・拡声器、笛(救助を求めるためのもの)
- ※公用車運転者は、利用時に燃料計メーターが半分以下となった場合、必ず満タンにしておく。

(8) 防災訓練への参加および協力

いわき商工会議所が入居する複合商業施設の全館防災訓練に積極的に参加している。

III いわき商工会議所の課題

当会議所では、現状、自然災害等が発生した後の地域商工業者の被害状況等をヒアリングする等に留まっており、当市との協力体制が具体的に確立されていない他、対応等に当たってのマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進できるノウハウを持った職員が当会議所には少ない。

さらに、「保険・共済に対する助言を行える経営指導員等職員が不足している」といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地域内事業者に対して予防接種の奨励や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルールづくりや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての損害保険加入の重要性を周知する必要がある。

IV いわき商工会議所の目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスク等を認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における情報収集を円滑に行うため、会議所と市との間における被害情報報告体制を構築する。
- ・発災後速やかな復興支援が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

V その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

いわき商工会議所といわき市の役割分担および体制を明確にし、連携して下記の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・会員事業所の巡回経営指導時に、ハザードマップ等を活用しながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組みや対策（水災補償等の損害保険共済加入、耐震補強や事業所内設備の固定等）について説明する。
- ・会報や当所ホームページにて、国の施策やリスク対策の必要性、BCP策定のメリットについて周知する。
- ・いわき商工会議所の各部会や青年部、女性会等の会議時にも事業継続計画や国の施策等の周知・案内を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症のリスクは常に存在し、感染の状況も刻々と変化することから、正確な情報を迅速に事業者提供し、冷静な対応を促す。
- ・行政の指導および業種別ガイドラインに基づいた、新型コロナウイルス感染拡大防止対策等を事業者周知する。
- ・消毒液やマスク等の衛生用品の備蓄、事業所内換気設備の設置、テレワーク環境の整備等をするための情報や支援策を随時提供する。

2) 関係団体等との連携

- ・東京海上日動火災保険(株)、損保保険ジャパン日本興亜(株)、三井住友海上火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)に専門家の派遣を依頼し、「全国商工会議所ビジネス総合保険制度」を事業者提案するとともに、リスクファイナンスの重要性について周知する。

3) セミナー等の実施

- ・いわき商工会議所と金融機関等が連携して、BCP策定セミナー（BCP策定の重要性、備えの洗い出し、簡易版BCPの策定、本格的なBCP策定に向けた基礎講座）を実施する。

4) フォローアップ

- ・巡回や窓口相談等において、域内事業者に対しBCPの取組み状況について確認を行い、必要に応じて、アドバイスを実施する。
- ・いわき市といわき商工会議所の関係部署において、必要に応じて連絡会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 事業継続力強化計画策定・認定申請支援

- ・中小・小規模企業振興のプラットフォームである「振興会議（振興基金）」を実施主体として、いわき市、いわき商工会議所、金融機関等が連携し、各事業所の取組み状況を把握しながら、5年間を目途に切れ目ないBCP策定支援を行い、災害に負けない経済活動を目指す。

6) いわき商工会議所における事業継続計画の実施体制強化

- ・いわき商工会議所では平成 25 年 2 月に「いわき商工会議所事業継続計画」を策定。有事の際、内容に即した対応ができるよう、役職員への緊急対応の周知・訓練を行い、事務局体制の強化を図る。

※事務局機構変更等に伴い「いわき商工会議所事業継続計画」を令和 2 年 10 月に改訂。今後、感染症対応に関する内容を追記する予定。

7) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度 6 強の地震）が発生したと仮定し、いわき市との連絡ルートの確認を行う。（訓練は必要に応じて実施する）

8) 新型コロナウイルス感染症対策

- ・新型コロナウイルス感染症については、誰もが感染リスクがあることを周知する。また、正確な情報を事業者を提供し、冷静に対応するよう指導をするとともに、業種別ガイドラインに基づいた感染拡大防止策や、マスク・消毒液などの衛生用品の備蓄、テレワーク環境整備等に向けたアドバイスなどを実施する。

< 2. 発災後の対応 >

大規模な自然災害が発生した場合は、来所者や役職員の安全確保と二次被害の防止を最優先する。

その上で、下記の手順により域内の被害状況把握に努め、対策方針の決定と関係機関への連絡情報共有を行う。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・いわき商工会議所では、発災後ただちに役職員の安否確認と二次被害の防止（初期消火、応急手当、サーバーシャットダウン、警察・消防への連絡、重要書類の保護）に努める。
- ・至急対応が必要なこと（人命にかかわること、放置すると甚大な被害・損害が生じること）について確認を行う。
- ・建物、設備、周辺家屋や道路の状況などの確認を行い、その時点での災害に関する情報を集約する。
- ・新型コロナウイルスの国内感染者発生後には、職員の体調管理を実施するとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等を徹底する。
- ・感染症の流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合は、当市における感染症対策本部設置に合わせ、当所による感染症対策を実施する。

2) 応急対策の方針決定

- ・BCP 発動の判断がなされた場合は、マニュアルに基づき、その計画に沿って行動する。加えて、災害のレベル・状況に応じた重要業務の選択・絞り込みも併せて実施する。
- ・災害関連業務にあたる班の設置判断と指示、必要な人員と資源の配分を行う。
- ・いわき市といわき商工会議所は、状況に応じて被害状況等を共有する。

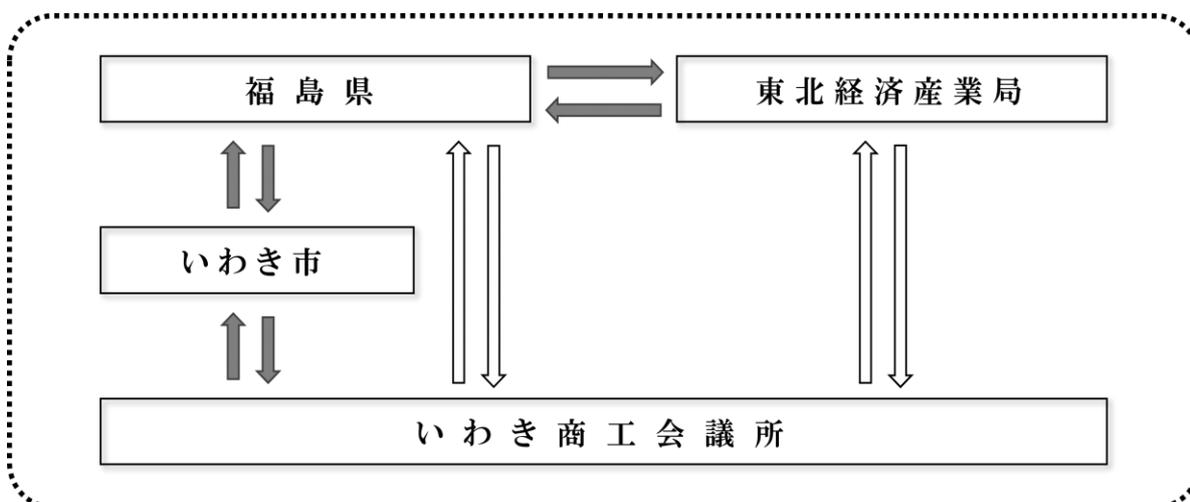
【被害規模の目安と想定する応急対応の内容（判断基準）】

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ○地区内の10%程度の事業所で「屋根やトタンが飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ○地区内の1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急対策窓口の解説 ○被害調査とそれによって生じる経営課題の把握 ○被害状況調査班と緊急対策窓口班が連携しながら支援事務を行う。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ○地区内の1%程度の事業所「屋根やトタンが飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ○地区内の0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急対策窓口の開設 ○被害状況とそれによって生じる経営課題の把握 ○復興支援策を活用するための支援業務の実施
ほぼ被害なし	○目立った被害の情報がない。	特になし

※連絡が取れない地域については、大規模な被害が発生しているものとする。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことのできる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止し、被災地域での活動内容を決定する。
- ・被害状況の確認方法や被害額の算定方法について、いわき市と事前に共有する。
- ・いわき市といわき商工会議所が共有した情報を、福島県の指定する方法で速やかに報告



< 4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援 >

○被害状況調査班

- ・ 会員企業をはじめとする地域の事業者を訪問し、被害状況の確認・安否確認を行う。
⇒ 会員リストをもとに、会員事業所等を訪問し、安否の確認・事業継続の意思の確認をする。
- ・ 被災した事業者について、県や市等と連携し、被害額の算定を行う。
⇒ 県や市等との被害額の算定に関する協議を行い、罹災証明の発行に必要な資料を作成する。
- ・ 巡回した際に支援情報の提供等を的確に行う。
⇒ 緊急対策窓口班をはじめ、収集した情報をもとに、事業者への支援情報を提供する。

○緊急対策窓口班

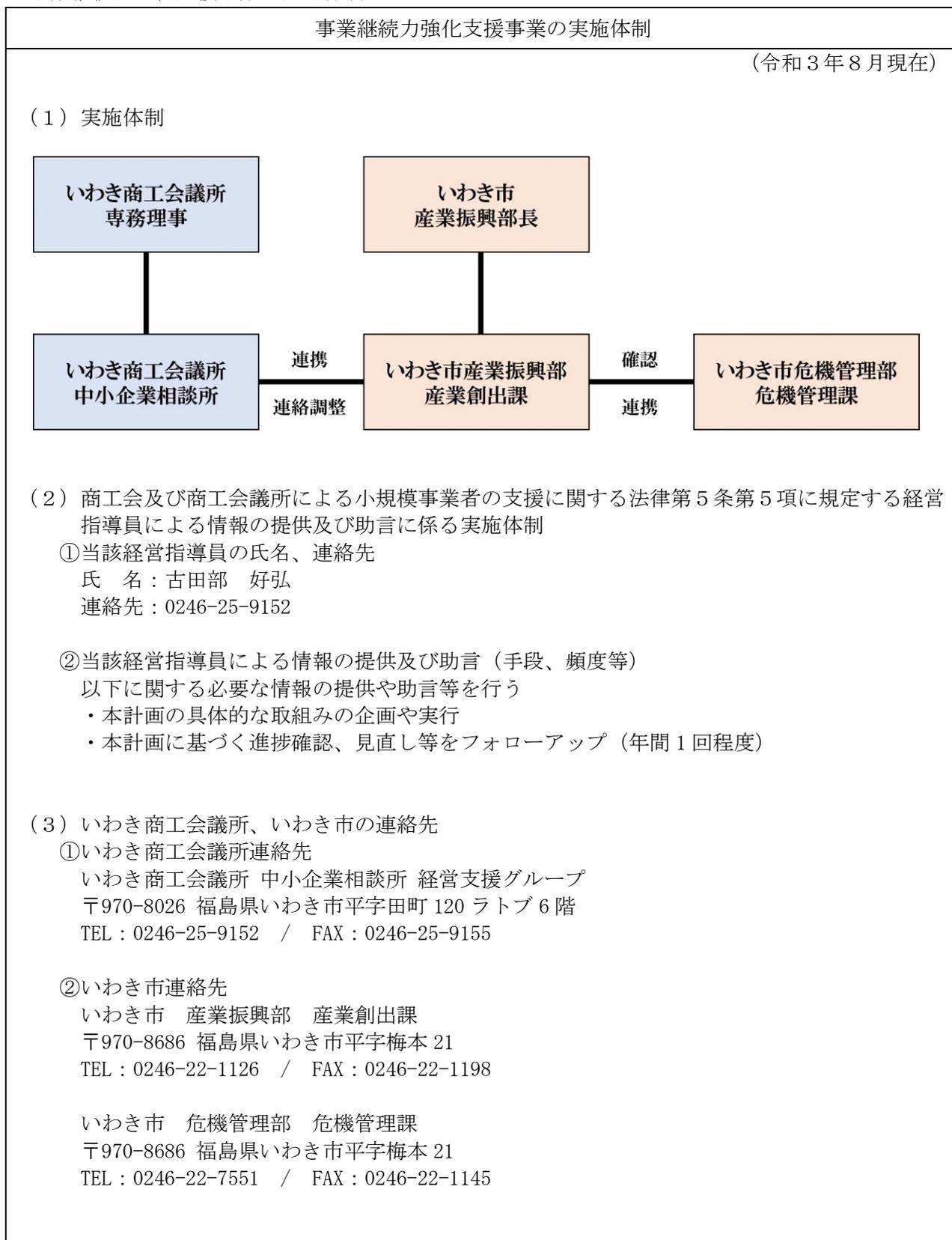
- ・ 国、県、市などが実施する緊急支援制度の情報収集
⇒ 広報・要望班と協力し、国、県、市の実施する緊急支援制度の情報収集を行う。
また、既存の制度で災害時に使える制度に関して当該実施機関に問合せる。
- ・ 相談窓口を設置し、事業者からの相談を受ける。(必要に応じ出張相談)
- ・ 国等が実施する支援制度の情報を被害状況調査班に提出する。
⇒ 被害状況調査班と密接に連携する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 福島県の方針に従って、復旧復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を福島県に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・ 専門家派遣費	200	200	200	200	200
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフレット、 チラシ制作費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
当所自主財源、福島県補助金、いわき市補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。